

町内8地区で「地区防災計画」作成完了

平成29年度に、4区、6区、10区の3地区において地区防災計画を作成しました。これで町内8地区において地区防災計画が作成されました。

平成30年度は3区、8区で実施しています。

「地区防災計画」とは

災害による被害をできるだけ小さくするには、「自助」「共助」「公助」の連携が不可欠です。地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が行う自発的な防災活動に関する計画です。



地区防災計画ができるまで

ステップ1 事前準備

町や県から事前に「地区防災計画」の説明等を受けた後、町自主防災会会長、区議会議長、町内会会長等の地区の役員にて、会議を行い、計画策定のための組織「地区防災計画策定委員会」を設置し、地区防災計画の策定に取り組みます。

ステップ2 行程確認

計画を策定する対象地区の地域の特性を把握し、起こりうる自然災害を推定します。実際にまちの中を歩き現地確認する中で、各自発見したことを記録し、防災マップを作ります。危険場所や避難場所等を共有し、計画策定のためのスケジュールや取組内容について話し合います。

ステップ3 計画策定

計画素案を基に計画を策定し、対象地区の住民全員に共有します。

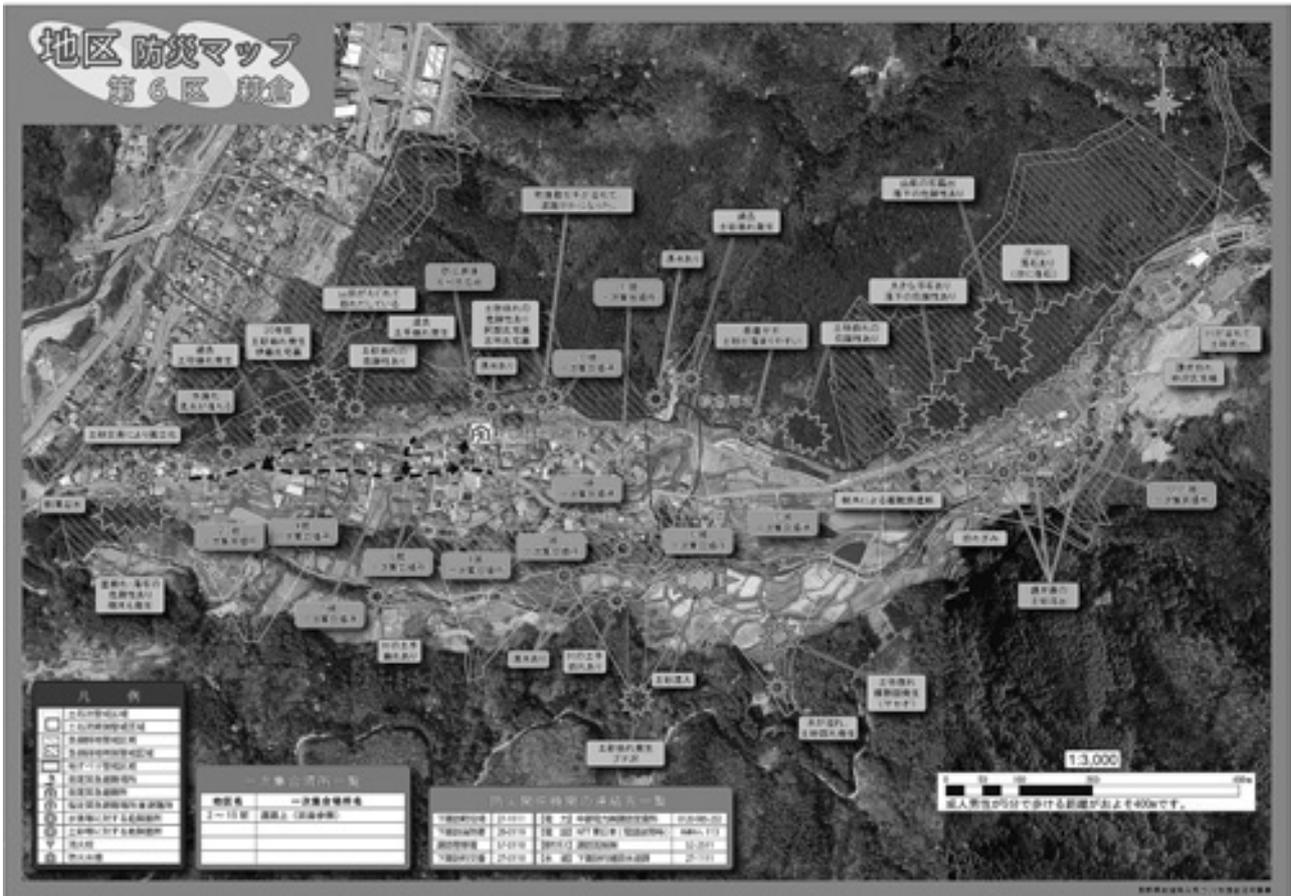
ステップ4 計画の見直し

定期継続的にまち歩きや各種訓練などを実施し、対象地区の全員が実行可能な計画となるように随時見直しを行います。

各地区が作成した地区防災マップ

「地区防災計画」を策定する中で作成した町内3地区の「地区防災マップ」をご紹介します。





家族で「危険箇所」「避難経路」の確認をしましょう



■問い合わせ 下諏訪町 総務課 危機管理室 電話27-1111 (内線260)